

大東市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年9月

大東市通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷するという、痛ましい事故が相次いで発生したことを受け、同年8月、関係機関と連携して各小学校の通学路において緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議するとともに、様々な安全対策を講じてきました。

平成27年には、通学路の安全確保に向けた取組を継続して行っていくため、「大東市 通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関が強固に連携できる体制を構築しています。

また、令和元年5月、滋賀県大津市において、歩道上で信号待ちをしていた散歩中の保育園児らが交差点内で発生した乗用車同士の事故に巻き込まれて死傷するという、痛ましい事故が発生したことを受け、それ以降は、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても緊急合同点検を実施し、通学路とあわせて関係機関と連携して安全対策に取り組んでいます。

令和3年6月、今度は千葉県八街市において、下校中の児童にトラックが突っ込むという事故が起きており、全国的にみれば、通学路における痛ましい事故が後を絶たない状況です。児童生徒あるいは未就学児が日頃から安心して通学などの移動ができるよう、今後も「大東市 通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保に取り組んでいきます。

2. 推進体制

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大東市通学路安全推進協議会」を設置しました。当協議会の場で必要な対策などについて協議し、本プログラムに基づく取り組みを効率的・効果的に推進していきます。

なお、未就学児の移動経路についても安全対策を進めていくため、大東市福祉・子ども部こども家庭室が関係者として参加します。

【大東市通学路安全推進協議会】

- 大東市教育委員会事務局教育総務部学校管理課
- 大東市都市整備部道路課
- 大阪府四條畷警察署
- 大阪府枚方土木事務所

【関係者】

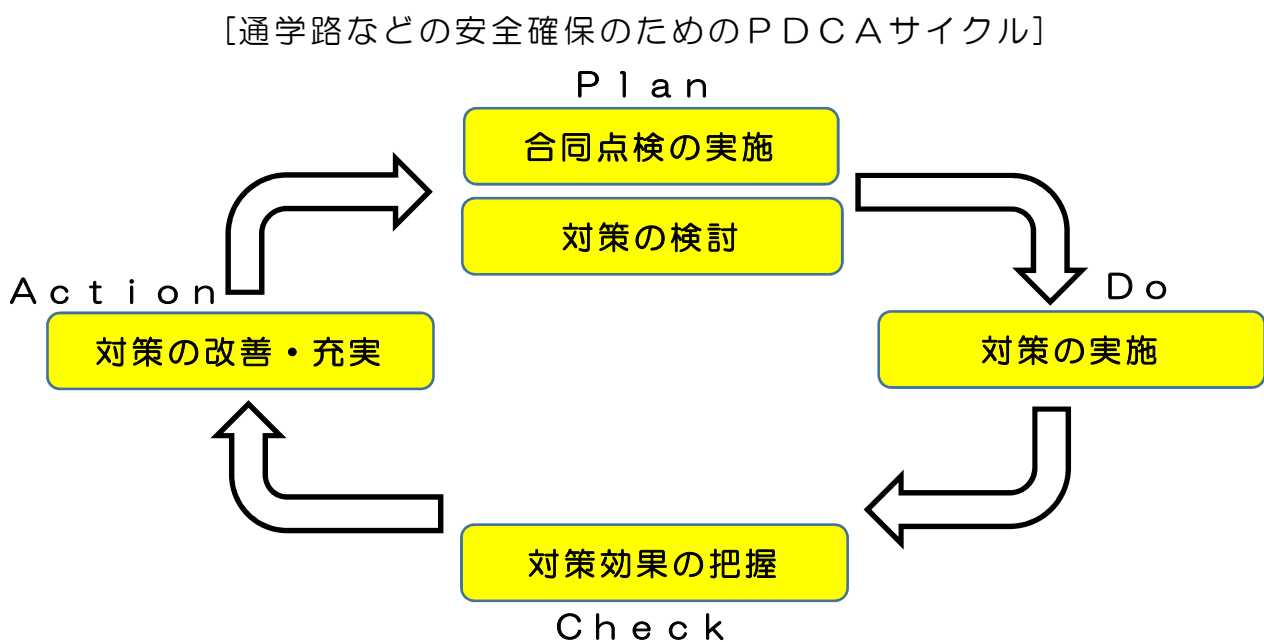
- 大東市福祉・子ども部こども家庭室

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路及び未就学児の移動経路の安全を確保するため、定期的に合同点検を実施するとともに、対策の実施後も効果検証を行い、必要に応じて対策内容の改善・充実を図っていきます。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路及び未就学児の移動経路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○各小学校、幼稚園、保育所の通学路等安全点検

- 市内の各小学校は、「学校安全計画」に基づく通学路安全点検を行い、危険・要注意箇所をリストアップします。その際、地域やPTAから情報提供や指摘を受けている箇所についても点検を行います。
- 幼稚園・保育所は、未就学児が日常的に集団で移動する経路について安全点検を行い、危険・要注意箇所をリストアップします。

○合同点検の実施時期等

- 各小学校、幼稚園、保育所がリストアップした危険・要注意箇所のうち、合同点検が必要な箇所を協議会において決定します。
- 年に1回、合同点検を実施します。なお、特に危険であると考えられる箇所が把握された場合は、必要に応じて合同点検を実施します。

- 効率的・効果的に合同点検を行うため、協議会において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- 小学校・幼稚園・保育所ごとに、教育委員会、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

（３）対策の検討

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制、交通安全教育のようなソフト対策など、具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施

- 対策が円滑に実施されるよう、関係者間で連携を図り、早期に安全対策に取り組みます。

（５）対策効果の検証

- 合同点検の結果に基づき対策を実施した危険箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、小学校・幼稚園・保育所への聞き取り調査などにより把握に努め、対策効果を検証し、対策の改善・充実を図ります。

（６）対策の改善

- 対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策箇所について

対策箇所については、点検結果や対策内容の進捗状況に応じて随時更新していきます。

また、小学校・幼稚園・保育所ごとの点検結果や対策内容については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」「各学校の危険箇所調査図及び危険箇所調査表」を作成し、関係者間で認識を共有します。